

別表(第2条関係)

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業 |
| 事業の目的 | 物価高騰や猛暑、厳寒、災害等の影響により、介護サービスの提供が困難となる状況に備え、介護事業所等及び介護施設等が必要なサービスを安定的に継続できるよう支援することを目的として、訪問等に伴う燃料費や猛暑、厳寒対応用品、災害対策用品など、サービス継続に必要な経費を補助する。 また、介護施設等に対して、物価高騰下においても入所者への食事提供等の基幹的サービスを確保するため、食材料費の負担軽減を図るための補助を行う。 |
| 事業の対象となる者 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所等に対するサービス継続支援事業 別紙の1(1)に定める介護事業所等・介護施設等 ・介護施設等に対するサービス継続支援事業 別紙の2(1)に定める介護施設等 |
| 事業の対象となる経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所等に対するサービス継続支援事業 別紙の1(2)に定める経費 ・介護施設等に対するサービス継続支援事業 別紙の2(2)に定める経費 |
| 補助率 | 定額 |
| 補助金の額 | 別紙に定める額とする。 ただし、補助金の額は予算の範囲内とする。 |
| 適用除外する条項 | |
| その他の事項 | 次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。 1 既に実施している事業 2 他の国庫補助制度により、事業に要する経費について、現に負担金(補助金)の交付を受けている事業 3 その他当該補助金の目的に照らして、相当と認められない事業 第14条の規定にかかわらず、補助金を交付する場合は、補助金請求書を省略できる。 その他、この要綱に定めのないものについては、令和7年度介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業)交付要綱等の国庫補助基準に準ずる。 この要綱に定めることについて、上記国庫補助基準でより厳格な規定が定められている場合は、その規定を適用する。 |

別 に 定 め る 事 項

| 関 係 条 項 | 内 容 |
|---------------|---|
| 第 3 条 | <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (様式1) 事業所・施設別申請額一覧 ・ (様式2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書 (事業所単位) <p>(指定期日)</p> <p>別に通知する日</p> |
| 第 7 条 第 1 項 | <p>(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合</p> <p>(添付書類) 第3条に準じる</p> <p>(指定期日) 別に通知する日</p> |
| 第 9 条 第 1 項 | (報告事項等) |
| 第 1 1 条 | <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (様式3) 事業所・施設別清算額一覧 ・ (様式4) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書 (事業所単位) <p>(指定期日)</p> <p>別に通知する日</p> |
| 第 1 9 条 第 1 項 | <p>(処分制限期間)</p> <p>2008年(平成20年)7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。</p> |

1 介護事業所等サービス継続支援事業

(1) 補助対象サービス・基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

| | | |
|----|--|--|
| 1 | | 集合住宅併設型(同一建物減算の算定がある事業所) 200 / 事業所 |
| 2 | 訪問介護事業所 | 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下 300 / 事業所 |
| 3 | | 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下 400 / 事業所 |
| 4 | | 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上 500 / 事業所 |
| 5 | 訪問入浴介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 6 | 訪問看護事業所事業所 | 200 / 事業所 |
| 7 | 訪問リハビリテーション事業所 | 200 / 事業所 |
| 8 | 通所介護事業所 | 1月あたり延べ利用者数300人以下 200 / 事業所 |
| 9 | | 1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下 300 / 事業所 |
| 10 | | 1月あたり延べ利用者数601人以上 400 / 事業所 |
| 11 | 通所リハビリテーション事業所 | 200 / 事業所 |
| 12 | 特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く) | 200 / 事業所 |
| 13 | 福祉用具貸与事業所 | 200 / 事業所 |
| 14 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 200 / 事業所 |
| 15 | 夜間対応型訪問介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 16 | 地域密着型通所介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 17 | 認知症対応型通所介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 18 | 小規模多機能型居宅介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 19 | 認知症対応型共同生活介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 20 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く) | 200 / 事業所 |
| 21 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 200 / 事業所 |
| 22 | 居宅介護支援事業所 | 200 / 事業所 |
| 23 | 介護老人福祉施設 | 6 / 定員 |
| 24 | 介護老人保健施設 | 6 / 定員 |
| 25 | 介護医療院 | 6 / 定員 |
| 26 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 6 / 定員 |
| 27 | 短期入所生活介護事業所 | 6 / 定員 |
| 28 | 養護老人ホーム | 6 / 定員 |
| 29 | 軽費老人ホーム | 6 / 定員 |

※1 対象となる施設・事業所は、別に定める基準日時点で現に指定等を受けており、かつサービスを提供している者(介護サービスにあつては介護報酬の請求がある者)とする。ただし、医療みなし事業所については、令和7年9月以降から申請時点までに介護報酬の請求がある者に限る。

※2 以下の施設・事業所は本事業の対象としない。

(1) 当該補助金の申請時点で廃止している事業所

(2) 介護予防サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業事業所

※3 集合住宅併設型の有無、1月あたり延べ訪問回数、1月あたり延べ利用者数は別途算出した数を用いる。

※4 定員数は令和7年4月1日時点とする。

(2)補助対象経費

ア. 介護サービスを円滑に継続するための対応

【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】

ア. 燃料費、有料道路通行料

イ. ネットクーラー(ヒーター)、熱中症対策ウオッチ、冷感(防寒)ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入経費

ウ. 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費

エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器(給湯用、暖房用、融雪用)、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品の購入経費

イ. 災害備蓄等への対応

【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】

ア. 飲料水、食料品の備蓄物資の購入経費

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入経費

ウ. 衛生用品、医療用品の購入経費

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具の購入経費

※本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象とし、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用、取得費用が30万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当する経費等は対象経費としない。

2 介護施設等サービス継続支援事業

(1)補助対象サービス・基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

| | | |
|---|---------------|--------|
| 1 | 介護老人福祉施設 | 18 /定員 |
| 2 | 介護老人保健施設 | 18 /定員 |
| 3 | 介護医療院 | 18 /定員 |
| 4 | 地域密着型介護老人福祉施設 | 18 /定員 |
| 5 | 短期入所生活介護事業所 | 18 /定員 |
| 6 | 養護老人ホーム | 18 /定員 |
| 7 | 軽費老人ホーム | 18 /定員 |

※1 対象となる施設・事業所は、別に定める基準日時点で現に指定等を受けており、かつサービスを提供している者(介護サービスにあっては介護報酬の請求がある者)とする。

※2 以下の施設・事業所は本事業の対象としない
当該補助金の申請時点で廃止している事業所

※3 定員数は令和7年4月1日時点とする。

(2)補助対象経費

食材料費(利用者への食事の提供に係る委託費を含む)